

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び
事業計画変更等の処理方針」の細部取扱について

四運自貨第72号
令和元年9月2日
四運自貨第88号
一部改正 令和元年9月25日

四国運輸局自動車交通部長

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について」（平成15年2月28日付け四運自公第25号）及び一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等の処理方針について」（平成15年2月28日付け四運自公第26号）の細部取扱は下記のとおりとする。

記

1 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の許可

(1) 営業所

①について

- ・自己所有の場合は登記簿謄本等、借入の場合は概ね契約期間が二年以上の賃貸借契約書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。
- ・ただし、賃貸借の契約期間が二年に満たない場合、契約期間満了時に自動的に更新される場合に限り使用権原を有するものとみなす。
- ・その他の書類（借入の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明等）については、添付又は提示を求めないこととする。

②について

- ・都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）については、当然法令に抵触しない旨の宣誓書の添付を求めることとし、その他関係書類については、添付又は提示を求めないこととする。

④について

- ・営業所に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の添付をもって、営業所として適切なものであることを確認することとする。
- ・申請時において当該備品等が用意できていない等特段の事情がある場合は、事後的に、必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出を求めることとする。

(2) 最低車両台数

①について

- ・共同使用に係る事業用自動車については、当該営業所を使用の本拠とするもの以外は算入しないものとする。

②について

- ・けん引車、被けん引車の保有比率については、最低車両台数基準を上回る部分は制限しないものとする。

(3) 事業用自動車

②について

- ・リース車両については、契約期間は概ね一年以上とし、当該契約に係る契約書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。

(4) 車庫

②について

- ・共同使用に係る事業用自動車については、使用の本拠たる営業所において車庫が確保されていれば、当該共同使用に係る他の営業所においても車庫が確保されているものとして扱うものとする。

③について

- ・事業用自動車を適切に收容することができることが確認できる写真の添付をもって、他の用途に使用される部分と明確に区画されていることを確認することとする。
- ・申請時において車庫として整備が完了していない等特段の事情がある場合は、事後的に、事業用自動車を適切に收容することができることが確認できる写真の提出を求めることとする。

④について

- ・(1)①に同じ。

⑤について

- ・(1)②に同じ。

(5) 休憩・睡眠施設

②について

- ・休憩施設に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の添付をもって、乗務員が有効に利用することができる施設であることとする。
- ・申請時において当該備品等が用意できていない等特段の事情がある場合は、事後的に、必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出を求めることとする。

③について

- ・(1)①に同じ。

(6) 運行管理体制

- ・運行管理の体制を記載した書類は別添様式 1 を例とする。

④について

- ・運行管理者が選任されていない営業所については、事業者が運行管理を確実に行うこととする。

(7) 点検及び整備管理体制

- ・点検及び整備管理の体制を記載した書類は別添様式 1 を例とする。

①について

- ・グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）5-3②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

②について

- ・整備管理者が選任されていない営業所については、事業者が整備管理を確実にを行うよう指導することとする。

(8) 資金計画

①について

- ・資金計画については、別添様式2を例とする。

②について

- ・自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、処分権者の判断により預貯金以外の流動資産も含めることができることとする。
- ・預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の（提示又は）写しの提出をもって確認するものとする。
- ・預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。
- ・その他貨物自動車運送事業法施行規則第3条第6号から第8号に規定する添付書類を基本とし審査することとする。

(9) 法令遵守

③について

ア 申請日前6ヶ月（悪質な違反については1年）の起算日は、その処分期間終了後とする。

イ 業務を執行する役員（いかなる名称を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）には、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むこととする。

ウ 悪質な違反とは次のとおりとする。

a 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合。

b 飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合。

c 事業の停止処分の場合。

④について

- ・新規許可事業者に対する許可書交付時等の指導講習は、新規許可事業者自らの安全輸送に対する意識を高めるため、各地方運輸局等は、指導講習会実施要領を定め、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）の参画を求め実施するものとする。

なお、指導講習の未受講者については、監査方針により厳正に対処するものとする。

- ・運輸開始の届出後、1ヶ月以降3ヶ月以内に地方実施機関の適正化事業指導員による巡回指導を実施するものとする。

- ・なお、地方実施機関の適正化事業指導員の巡回指導は、営業所、車庫、車両等の現況確認とともに、関係法令の遵守状況を中心に行うものとする。

(10) 損害賠償能力

①について

- ・任意保険等への加入を確保すべき事業者は、貨物用事業用自動車^が100両以下の貨物自動車運送事業者とする。
- ・加入すべき任意保険等は、原則として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者一名につき保険金の限度額が無制限であるものとし、財産の損害賠償に係るものについては一事故につき保険金の限度額が二百万円以上であるものとする。

②について

- ・危険物の輸送のほか必要に応じ、貨物の運送に生じた損害に対する賠償について必要な金額を担保することができる保険契約に加入する計画があることとする。

(11) 許可に付す条件

- ・靈きゆう運送及び一般廃棄物運送については、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性にかんがみ、車両数についての特例を設けることとし、貨物自動車運送事業法第59条第1項の規定に基づき、「〇〇運送に限る。」（貨物自動車利用運送を行う場合にあっては「〇〇運送に限る（貨物自動車利用運送を除く）。」）、「発地及び着地のいずれもが〇〇県（市、町等）の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」等の業務の範囲を限定する旨の条件を付することとする。

2 特別積合せ貨物運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

(3) 営業所及び荷扱所の自動車の出入口

- ・複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所の自動車の出入口については、「自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令」（昭和34年政令第320号）第4条及び第6条第1項の基準に準じて審査することとする。

(4) 運行系統及び運行回数

②について

- ・取扱い貨物の推定運輸数量及びその算出基礎は別添様式3を例とする。

3 貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

(3) 保管施設について

- ・保管施設の所在地、面積、構造及び付属設備について記載することとする。

4 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等

(7) 法令遵守

①について

- ・事業規模の拡大となる申請は、新たに特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送を行おうとする場合のほか、営業所の新設（増設に限る。）、事業用自動車の増車（「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等の処理方針について」（平成15年2月28日付け四運自公第26号）1(3)③掲げるものに限る。）、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大

を伴うものに限る。)、運行系統の新設等、事業計画変更認可申請によって事業規模が拡大となる申請をいう。

- ・ホにより確認を行う報告・届出義務違反は、報告・届出義務の種類ごとに、直近に当該報告・届出の期限が到来しているものを対象とする。

その他

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」(平成15年2月14日付け国自貨第77号)の別紙11中(1)及び(2)の別途定める様式は、以下のとおりとする。

- ・(1)については、様式4を例とし、これにより報告を行うこととする。
- ・(2)については、様式5を例とし、これにより運輸開始の届出を行うこととする。

附 則(令和元年9月2日 四運自貨第72号)

この細部取扱いは、令和元年11月1日から適用する。

様式 1

事業用自動車の運行管理及び整備管理の体制

1. 運行管理及び整備管理の体制



担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名
運行管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み () (※2) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定) ・勤務時間 (時 分 ~ 時 分) } (※3) ・休日 (日/月)
運行管理補助者 (※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み () (※4) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
整備管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み () (※5) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
整備管理補助者 (※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
常時選任運転者	人	(別紙のとおり)
その他従業員	人	

(※1) 補助者を選任するときは記載する。(※2) 資格者証番号及び交付年月日を記載する。(※3) 運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。(※4) 運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。(※5) 道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

- アルコール検知器の配備計画
設置型 : _____ 台 ・ 携帯型 : _____ 台
- 日常点検計画
日常点検場所 : _____ ・ 日常点検の実施者 : _____
- 営業所と車庫間の距離 (※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。)
_____ km
- 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法
連絡方法 : _____

点呼実施場所が車庫の場合 (※併設されていない場合のみ記入)

- ・ 営業所と車庫間の運行管理者 (補助者) の移動手段及び所要時分
移動手段 : _____
所要時分 : _____ 分
- ・ 車庫における運行管理者 (補助者) の駐在時間
出庫時 (_____ 時から _____ 時まで)
帰庫時 (_____ 時から _____ 時まで)

点呼実施場所が営業所の場合 (※併設されていない場合のみ記入)

- ・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分
移動手段 : _____
所要時分 : _____ 分

2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※6）及び事故処理等の体制

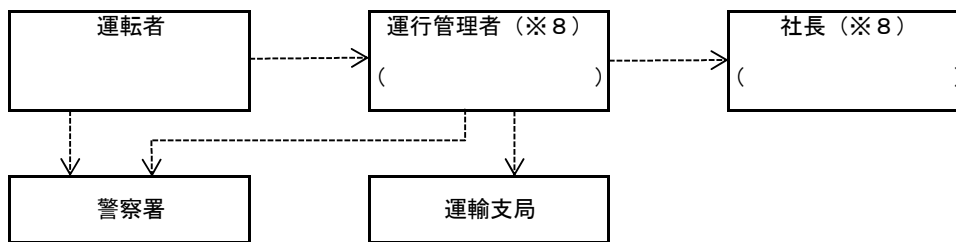
○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※7）； 箇月以内） ・ 無
- ・ 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無
 有 ・ 該当無し

○ 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※7）； 箇月以内） ・ 無
- ・ 積載量確認方法
 計量器による ・ 運送依頼票による

○ 事故処理連絡体制



(※6) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 ・ 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号）

(※7) 新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

(※8) () 内に連絡先の電話番号を記載する。

○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名： _____ （役職等： _____）

苦情処理担当者 氏名： _____ （役職等： _____）

○ 適用する運送約款

- ①運輸省告示第575号（平成2年11月22日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- ②運輸省告示第577号（平成2年11月22日）による標準引越運送約款を適用する。
- ③国土交通省告示第1047号（平成18年8月31日）による標準霊きゅう運送約款を適用する。
- ④上記以外の運送約款を適用する。

- 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員：_____人 確保予定人員：_____人

- 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画（労使協定の締結予定の有無 有・ 無）

運転者氏名又は 確保予定年月日	1箇月当りの 拘束時間	1日当りの拘束時間		1箇月当り の乗務日数	運転時間			休息期間
		最大	平均		2日平均 1日当り	2週平均 1週当り	連続運転	勤務と勤務の間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間

※ 「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。

※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1箇月あたりの拘束時間の長い者上位10名を記載する。

事業開始に要する資金及び調達方法

1. 事業開始に要する資金

項 目	金 額	明 細
人 件 費		
役 員 報 酬		月額 円×6ヶ月分
給 与		
運 転 者		人×月額 円×6ヶ月分
運 行 管 理 者		人×月額 円×6ヶ月分
整 備 管 理 者		人×月額 円×6ヶ月分
事 務 員		人×月額 円×6ヶ月分
そ の 他		人×月額 円×6ヶ月分
手 当		
運 転 者		人×月額 円×6ヶ月分
運 行 管 理 者		人×月額 円×6ヶ月分
整 備 管 理 者		人×月額 円×6ヶ月分
事 務 員		人×月額 円×6ヶ月分
そ の 他		人×月額 円×6ヶ月分
賞 与		給与月額×1回給与のヶ月分×支給回数 回×1/2
法 定 福 利 費		
健 康 保 険 料		(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 /1000 +賞与×事業主負担率 /1000
厚 生 年 金 保 険 料		(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 /1000 +賞与×事業主負担率 /1000
雇 用 保 険 料		(給与+手当+賞与)×事業主負担率 /1000
労 災 保 険 料		(給与+手当+賞与)×事業主負担率 /1000
厚 生 福 利 費		給与、手当、賞与の2%を見込む
燃 料 費		月間総走行キロ km÷ℓ当たり走行キロ km × ℓ当たり単価 円×6ヶ月分
油 脂 費		燃料費3%を見込む
修 繕 費		
外 注 修 繕 費		1両月額 円×6ヶ月分× 両
自 家 修 繕 費・部 品 費		1両月額 円×6ヶ月分× 両
タ イ ヤ チ ュ ー プ 費		月間 本使用×1本 円×6ヶ月分
車 両 費		
購 入 費		分割の場合頭金及び1年分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格
リ ー ス 料		リース料の1年分
施 設 購 入・使 用 料		土地、建物の購入費(分割の場合頭金及び1年分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格)又は賃借料の1年分
什 器・備 品 費		取得価格
施 設 賦 課 税		別掲(自動車税及び自動車重量税の1年分、環境性能割)
保 険 料		別掲(自賠償保険、任意保険の1年分)
登 録 免 許 税		
そ の 他		旅費、会議費、水道・光熱費、通信・運搬費、 図書・印刷費、広告宣伝費等の2ヶ月分
合 計		事業開始に要する資金の合計
自 己 資 金 額		2. による自己資金の合計

別掲の内訳

事業用自動車の施設賦課税・保険料							
車両積載量	車両総重量	取得価格	自動車税	重量税	環境性能割	自賠責保険	任意保険

2. 資金の調達方法及び調達資金の挙証

項 目	申請事業充当額
預 貯 金 額	
その他流動資産 (内現金額)	()
そ の 他	
調達資金合計 (自己資金額)	

様式 3

推定による一年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎

稼働日数		月間	日・年間	日
輸送品目				
年間輸送トン数				
輸送区間				
一回	走行キロ			
	実車キロ			
	空車キロ			
車両の積載量				
車体の形状				
一両当たり	一日の運行回数			
	一日の輸送トン数			
	年間の走行キロ			
車両数				
年間の走行キロ				
総輸送トン数				
総走行キロ				

運 輸 支 局 長
殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始前の確認について

令和 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、事業用自動車等連絡書提出の準備が調いましたので報告いたします。

1. 運行管理者・整備管理者の選任届について

- 運行管理者 令和 年 月 日提出済。
 整備管理者 令和 年 月 日提出済。

	氏 名	氏 名
運行管理者		
整備管理者		

- 最低車両数の規定を受けない事業者。（霊柩・一般廃棄物・島しょ）
※ 該当するものに○印を付ける。

2. 運転者の雇用について

以下のとおり運転者を雇用しました。

	運 転 者 氏 名		運 転 者 氏 名		運 転 者 氏 名
1		6		1 1	
2		7		1 2	
3		8		1 3	
4		9		1 4	
5		1 0		1 5	

3. 社会保険等について

以下のとおり、加入義務者全員が加入しました。

	加入年月日	加入人員	左の加入人員のうち運転者数
労働災害保険	令和 年 月 日	—	—
雇用保険	令和 年 月 日		
健康保険・厚生年金保険	令和 年 月 日		

加入義務なし（ 名）

加入義務がない理由

4. 事業用自動車等連絡書の提出について

車両一覧表

	登録番号又は車台番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

※車両一覧表について

- ・計画車両の全てを記入して下さい。
- ・連絡書は、一括して提出することを原則としますが、複数回に分けて提出を行う場合は、備考欄に連絡書の提出予定時期を記入して下さい。

添付書類

- ・運行管理者・整備管理者選任届（写）
- ・選任運転者の運転免許証（写）（ただし、許可申請時に運転免許証の写を提出していて、その内容に変更がない者については不要です。）
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。
- ・営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、許可申請時に提出していて、変更がない場合については不要です。）

運輸局長
殿住 所
氏名又は名称
代表者名
電話番号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始届出書

令和 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）
貨物自動車運送事業は、令和 年 月 日に運輸を開始したので届出いたします。

車両一覧表

	登録番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況

 対人賠償額無制限の保険に加入しました。

社会保険等加入状況

 労働保険（労災、雇用）、社会保険（健康保険、厚生年金）とも加入済み

添付書類

- ・法人を設立した場合、目的や役員を変更した場合等にあつては登記事項証明書
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）

など社会保険等に加入した員数がわかるもの。（※上記の社会保険等加入状況欄にチェックがあり、既に加した員数がわかる書類を提出済みの場合は、添付書類の提出は不要です。）

- ・ 一般自動車損害保険（任意保険）の保険証の写等保険内容の確認できる書面
- ・ 自動車検査証（車検証）の写
- ・ 営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、許可申請時に提出していて、変更がない場合については不要です。）

運 輸 局 長
殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印